

社会福祉法人いっつ星会行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき当法人は従業員の仕事と子育ての両立を図るため下記の通り計画を立て労働環境の整備に取り組みます。

計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

計画内容 ①男性の育児休業取得率を50%以上とする

<対策>

- ・令和7年4月～
諸制度に関するパンフレットの収集と周知
- ・令和7年10月～
業務の見直しをおこないカバー体制の検討をし
取得しやすい環境を整える

②フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働
法定休日労働を2時間以下とする

<対策>

- ・令和7年4月～
残業時間の実態をもとに問題点を把握する
業務を見直し、効率化を図る
人材の確保、育成に努める

社会福祉法人いっつ星会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

- 1 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日
- 2 目 標 男女ともに平均勤続年数を10年以上とする
- 3 取組内容
 - ◇ 7年4月～ 子育て、介護をしている職員への聞き取り面談
 - ◇ 7年4月～ 安心して長く勤めることのできる風土、態勢づくり